

2019年5月20日

各位

一般社団法人日本臨床試験学会

代表理事 大橋靖雄

臨床研究法対応検討委員会 樽野弘之

臨床研究法対応新委員会募集について

平素より日本臨床試験学会の活動にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、一般社団法人日本臨床試験学会では、臨床研究法案の可決以来臨床研究法対応検討委員会を設置しておりましたが、今後、当該委員会は情報共有及び各学会委員会（下記小委員会を含む）の報告を受け必要な助言を与える会議体としたいと考えており、それとは別に臨床研究法に関する3つの小委員会(各若干名)を新たに設置いたします。

希望される方は下記をご参照の上、別添の臨床研究法対応新委員会参加申込書に必要事項を記載の上、e-mailにて事務局までお申し込みください。なお、現在臨床研究法対応検討委員会の委員の方もお申し込み可能です。なお、任期は2020年3月31日までです。

臨床研究法対応新委員会参加申込書の参加申し込み期限は 2019年5月27日（月）です。何卒宜しくお願い申し上げます。

- 記 -

1. メンバーの要件・条件

- (1) 2019年5月27日までに年会費を納入した正会員
- (2) 臨床研究法の知識があること
- (3) 交通費等の負担なしで検討会に参加できること

2. 委員会

(1) 臨床研究法の影響・意義検討委員会

・臨床研究法 医師の6割「研究しづらくなり 患者の不利益に」とのNHKニュースにおいて、その中で、大橋靖雄代表理事は「臨床研究法は不正を防止するために必要な法律だが、その一方で、治療の開発が遅れば、将来、患者にとっても大きな問題となる。ある程度の法律的な規制は必要だが、運用を見直す必要がある」と指摘しています。

(活動目標・委員会の設置目的) 当局への提言資料の作成

(2) 特定臨床研究の運用に関する委員会

・臨床研究法の定める特定臨床研究を適切に運用し、また適度な質で実施するための方法論を検討します

(活動目標・委員会の設置目的) 成果物を学会ホームページに掲載する。

(3) 製薬会社委員会(MA 部会)

・製薬会社の関与する臨床試験に関する諸問題について検討します。

(活動目標・委員会の設置目的) 現在検討中

3. 「臨床研究法対応新委員会委員参加申込書」の提出先:
一般社団法人 日本臨床試験学会 事務局<staff@j-sctr.org>宛
4. スケジュール
 - 2019年5月27日(月) 募集締切り(e-mail)
 - 2019年5月28日(火) 応募多数の場合、委員選考および決定
 - 2019年6月上旬 各委員会開催

以上